

- (4) 前3号に定めるもののほか、景観重要樹木の管理に必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

第5章 市民等による良好な景観の形成に資する活動の促進

(良好な景観の形成に資する活動を行う団体に対する助成)

第28条 市は、本市における良好な景観の形成に資する活動を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を助成することができる。

(登録団体)

第29条 前条の規定による助成を受けようとする団体は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約、会則、定款等の写し
- (2) 活動の概要を記した書類
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請をした団体が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

- (1) 規約、会則、定款等を有していること。
- (2) 市内において活動をしていること。
- (3) その活動の内容が本市における良好な景観の形成に資するものであること。
- (4) 法令及び条例に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (7) もっぱら営利を目的とした活動を行っていないこと。

4 市長は、第1項の登録（以下「登録」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨を第2項の規定による申請をした団体に通知しなければならない。

5 市長は、第2項の規定による申請をした団体が第3項各号に掲げる要件に

適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請をした団体に通知しなければならない。

- 6 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、第2項の規定による申請に係る事項を変更したとき又は団体を解散したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録団体が、前条第3項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 登録団体が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた団体に通知しなければならない。

（景観重要建造物等の所有者等に対する助成）

第31条 市は、本市の景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に要する費用の一部を助成することができる。

（表彰）

第32条 市長は、本市における良好な景観の形成に資する活動を行っているものを表彰することができる。

第6章 市川市景観審議会

（設置）

第33条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第34条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(1) 景観計画の策定及び変更に関すること。